

## 参考資料

- 平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院議員総選挙  
結果概要 . . . . . 1
  
- 投票環境の向上方策等に関する研究会報告  
(平成 28 年 9 月)【抜粋】 . . . . . 9

## 平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙 結果概要

### (1) 投票状況（有権者数や投票率等）

- 選挙当日有権者数は1億609万人であり、投票者数は5,695万人であった。
- 投票率は53.68%であり、前回の総選挙の52.66%に比べ、1.02ポイント上昇した。
- 18歳・19歳の投票率（抽出調査）は41.51%であり、それぞれ18歳が50.74%、19歳が32.34%であった。

	選挙当日 有権者数	投票者数	投票率	18歳・19歳の 投票率	期日前 投票者数	投票者数に占める 期日前投票者数の割合
第48回 衆議院総選挙	106,091,229	56,952,674	53.68	41.51	21,379,982	37.54
第47回 衆議院総選挙	103,962,784	54,743,087	52.66	-	13,152,985	24.02
増減	2,128,445	2,209,587	1.02	-	8,226,997	13.52

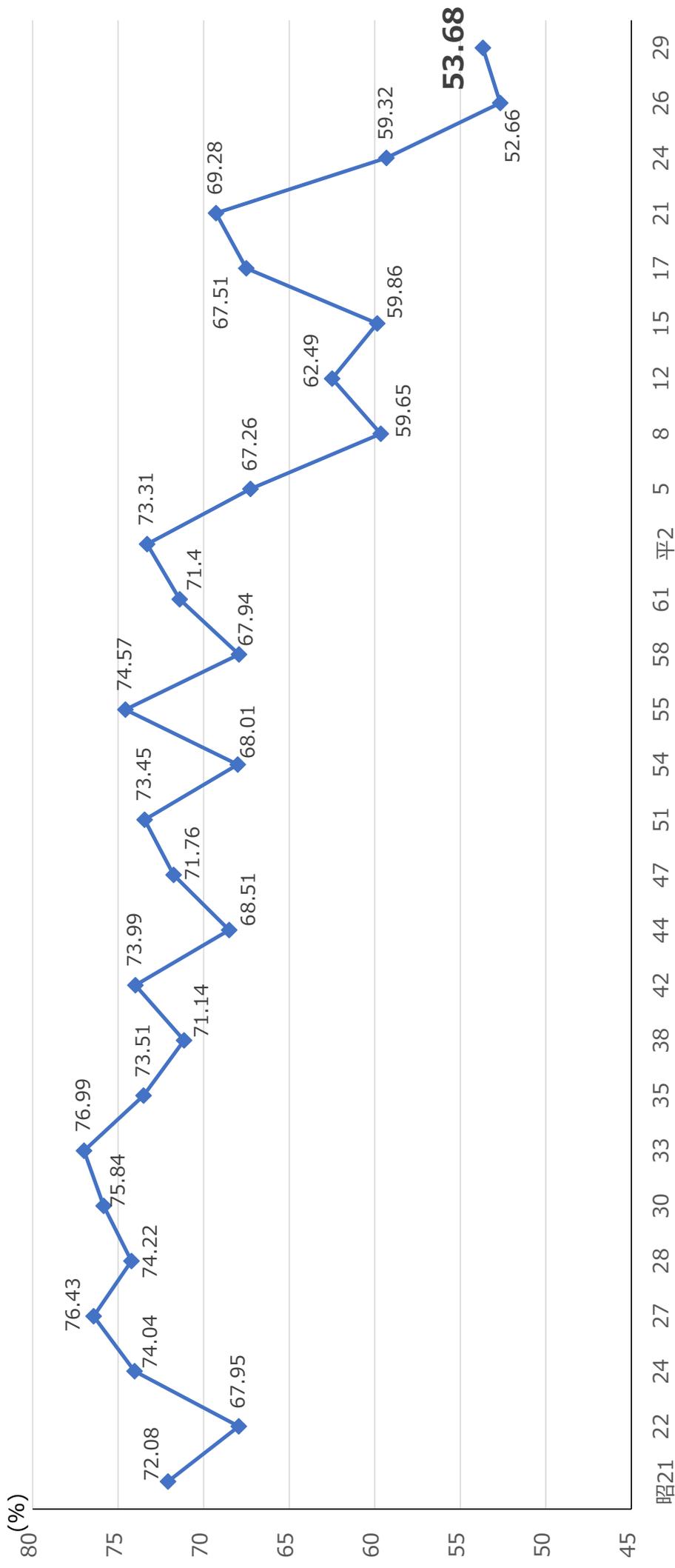
### (2) 期日前投票の状況等

- 期日前投票者数は5,346箇所であり、前回の総選挙の4,801箇所に比べ、485箇所増加し、国政選挙で過去最多となった。
- 期日前投票所の設置場所の主な内訳は、大学等が91箇所、ショッピングセンター等が186箇所、駅構内が9箇所であった。
- 期日前投票者数は2,138万人であり、前回の総選挙の1,315万人に比べ、約823万人増加し、過去最多であった。
- 期日前投票の閉鎖時間の繰上げ又は繰下げを行った期日前投票所数は78箇所（70団体）であった。

### (3) 投票所及び共通投票所の設置状況等

- 投票所数は47,741箇所であり、前回の総選挙の48,617箇所に比べ876箇所減少した。
- 投票所の閉鎖時刻の繰上げを行った投票所数は16,745箇所であり、前回の総選挙に比べ、363箇所減少した。
- 共通投票所数は7箇所（4団体）であり、投票者数は4,736人であった。また、当日の投票者数に占める共通投票所の投票者数の割合は3.56%であった。

## 衆議院議員総選挙における投票率（小選挙区）



注1 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙である。  
 注2 平成12年より、投票時間か2時間延長になり、午後8時までとなった。  
 注3 平成17年より、期日前投票制度が導入された。  
 注4 平成29年より、選挙権年齢が18歳以上となった。

## 衆議院議員総選挙における選挙当日有権者数、投票者数、棄権者数

(単位：人、%)

		選挙当日 有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
44衆 (H17.9.11)	小選挙区	102,985,213	69,526,624	33,458,589	67.51
	比例代表	103,067,966	69,532,186	33,535,780	67.46
45衆 (H21.8.30)	小選挙区	103,949,441	72,019,655	31,929,786	69.28
	比例代表	103,949,441	72,003,538	31,945,903	69.27
46衆 (H24.12.16)	小選挙区	103,959,866	61,669,475	42,290,391	59.32
	比例代表	103,959,866	61,662,949	42,296,917	59.31
47衆 (H26.12.14)	小選挙区	103,962,784	54,743,087	49,219,697	52.66
	比例代表	103,962,785	54,735,787	49,226,998	52.65
48衆 (H29.10.22)	小選挙区	106,091,229	56,952,674	49,138,555	53.68
	比例代表	106,091,229	56,947,831	49,143,398	53.68

## 国政選挙における期日前投票者数等の推移



## 期日前投票者数等の推移

	期日前 投票所数	選挙当日 有権者数 (人)		投票者数 (全体) (人)		投票率 (%)		投票者数に 占める割合		期日前投票者数 (人)		期日前 投票率 (%)		(参考) 当日投票所数	
		A	B	B/A	C/B	C/A	C	—							
20参 (H16.7.11)	4,486	102,507,526	57,990,757	56.57	12.4	7,171,390	7.0	53,290							
44衆 (H17.9.11)	4,451	102,985,213	69,526,624	67.51	12.9	8,962,911	8.7	53,021							
21参 (H19.7.29)	4,519	103,710,035	60,813,926	58.64	17.8	10,798,737	10.4	51,742							
45衆 (H21.8.30)	4,572	103,949,441	72,019,655	69.28	19.4	13,984,085	13.5	50,978							
22参 (H22.7.11)	4,642	104,029,135	60,255,670	57.92	20.1	12,085,636	11.6	50,311							
46衆 (H24.12.16)	4,755	103,959,866	61,669,475	59.32	19.5	12,038,237	11.6	49,213							
23参 (H25.7.21)	4,801	104,152,590	54,798,883	52.61	23.6	12,949,173	12.4	48,777							
47衆 (H26.12.14)	4,861	103,962,784	54,743,087	52.66	24.0	13,152,985	12.7	48,617							
24参 (H28.7.10)	5,308	106,202,873	58,094,005	54.70	27.5	15,987,581	15.1	47,902							
48衆 (H29.10.22)	5,346	106,091,229	56,952,674	53.68	37.5	21,379,982	20.2	47,741							

※いずれも衆・小選挙区、参・選挙区の数値

## 48 衆における期日前投票所の混雑状況について（新聞記事抜粋）

### ○朝日新聞(平成29年10月21日)抜粋

台風21号の接近で、衆院選にも影響が出ている。投票票日の22日は荒天が予想されるため、各地の期日前投票所は21日、投票に来た人たちが大混雑した。

東京都文京区の文京シビックセンター内の期日前投票所には21日午後3時半ごろ、150人以上の列が出来た。歯科医の男性(70)は、投票まで20分ほど待ったという。「明日が台風なので来たが、こんなに並ぶとは」と苦笑いした。(以下略)

### ○毎日新聞(平成29年10月21日)抜粋

東京都足立区の百貨店「北千住マルイ」の期日前投票所は約1時間待ちの列が続いた。毎回、期日前投票は最終日に混雑する傾向にあるが、区選管は「台風の影響でいつもより30分ほど長かった。『待たせすぎだ』との声もあったが、どうしようもない」とこぼした。大阪府吹田市役所でも朝から列ができ、午前10時以降は約1時間待ちが続いた。市選管は職員を増やして対応したが、混雑を見て投票をあきらめて帰る有権者もいたという。

### ○東京新聞(平成29年10月22日)抜粋

衆院選の投票票日前日の二十一日、県内各所の期日前投票所が混雑し、一時は投票まで三十分以上かかる投票所もあった。制度の周知が進んでいることに加え、二十二日から二十三日にかけて東日本に接近する見込みの台風21号の影響を避けようとした有権者が多かったとみられる。

桐生市役所に設けられた期日前投票所には、市内にある2区の期日前投票所がここだけとあって、午前十時ごろから長い列ができた。駐車できず通路で待機する車や列を見て諦めて帰る人もいた。

## 第48回衆議院議員総選挙における共通投票所の設置状況

(単位：人、%)

市町村名	選挙当日 有権者数	投票者数	うち		当日の投票者数に 占める共通投票所 の投票者数の割合	共通投票所に 使用した施設
			選挙期日当日 の投票者数	うち 共通投票所 投票者数		
北海道 函館市	229,609	133,402	85,512	1,023	1.20	商業施設 2箇所
青森県 平川市	27,313	15,683	9,821	1,561	15.89	商業施設 1箇所
岩手県一関市	102,445	60,361	34,328	1,723	5.02	商業施設 2箇所
長野県 高森町	10,680	7,143	3,521	429	12.18	商業施設 2箇所
合計	370,047	216,589	133,182	4,736	3.56	

○ 共通投票所7箇所における投票者数は4,736人

○ 当日の投票者数に占める共通投票者数の割合は3.56%であり、青森県平川市では、当日の投票者の15.89%が共通投票所を利用して投票を行った。

## 台風第21号の影響に伴い開票開始日時を23日に変更を行った団体

都道府県名	市町村名	小選挙区名	開票開始日時	理由
愛知県	西尾市	愛知県第12区	23日18時15分	離島
三重県	鳥羽市	三重県第4区	23日8時30分	投票所周辺の冠水
	伊勢市	三重県第4区	23日8時30分	投票所周辺の冠水
兵庫県	篠山市	兵庫県第5区	23日9時	開票所の停電
愛媛県	松山市	愛媛県第1区	23日9時30分	離島
		愛媛県第2区	23日11時	離島
	八幡浜市	愛媛県第4区	23日14時	離島
山口県	萩市	山口県第3区	23日15時	離島
佐賀県	唐津市	佐賀県第2区	23日14時	離島
宮崎県	延岡市	宮崎県第2区	23日13時	離島
沖縄県	座間味村	沖縄県第1区	23日13時	離島
	うるま市	沖縄県第3区	23日13時	離島
	南城市	沖縄県第4区	23日13時	離島

※公職選挙法第64条の規定に基づき、開票日時の変更告示等をあらかじめ行うことなどにより、開票を実施。  
 (第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。)

※開票終了時刻が最も遅かった団体は愛知県西尾市であり、その開票終了時刻は、23日21:55である。

※関係する比例代表選挙区は、東海選挙区、近畿選挙区、中国選挙区、四国選挙区、九州選挙区。

## 投票環境の向上方策等に関する研究会報告（平成28年9月）【抜粋】

### （3）ICTを活用した将来の投票環境向上の可能性

#### （ア）現状と課題

現行の公職選挙法に基づく選挙制度下においては、投票当日投票所投票主義を原則として、有権者は投票所に出向き、選挙人名簿の対照により本人確認を受け、公製公給の投票用紙により一票を投じ、投票所等から開票所まで投票用紙の形で送致し、開票所において開票作業を行っている。

こうした投開票手続きについては、投票を行おうとする者が選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されているという「選挙人名簿登録主義」、選挙人名簿等に登録された「本人による投票」、選挙における投票の秘密はこれを侵してはならないとする「秘密投票主義」、そして、投票用紙の公製公給主義により担保される「一人一票主義」といった現行制度下における投票原則を担保することが前提となっている。

なお、こうした投票用紙の存在を前提とした公職選挙法の規定による投開票手続きの例外として、ファクシミリ装置を用いて投票の送信を行う洋上投票や南極投票のほか、地方選挙において地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律に基づき導入が可能とされた電磁的記録式投票がある。

この点に関して、平成14年の「電子機器利用による選挙システム研究会報告書」においては、現行の電磁的記録式投票の次の段階として、「指定された投票所以外の投票所においても投票できる段階」、「投票所での投票を義務づけず、個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する段階」があるものとされている。

この第1段階である電磁的記録式投票を現在実施しているのは2団体のみであり、また、投票情報の開票所への送致は電磁的記録媒体の送致に限定されている。

この点、国政選挙において第3段階である「投票所での投票を義務づけず、個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する段階」に至っている諸外国の例としては、エストニアの事例があり、同国では、平成17年（2005年）から地方議会議員選挙で、平成19年（2007年）には国政選挙において、いわゆるインターネット投票を導入している。

また、フランスでは、平成24年（2012年）から、フランス国外に居住するフランス国民による大統領選挙及び国会議員選挙の在外選挙について、インターネット投票

を導入しているところである。

一方、インターネット等のオンラインシステムを投開票手続きに活用することについては、先に述べた現行制度下における投票原則を担保する必要があることなどから、次のような課題がある。

まず、投票所以外での投票を認める場合の本人確認の確実な実施等である。

投票所以外での投票を認める場合には、対面による選挙人名簿の対照はできないため、本人確認の確実な実施が課題となるとともに、投票立会人を設けることができないため、投票の秘密が確保される環境において選挙人が投票できるかどうかも課題となる。

また、投票所以外での投票と投票所における投票の両方が可能な場合には、二重投票の防止も課題となる。

次に、オンラインシステムのセキュリティ対策である。

選挙にインターネット等のオンラインシステムを活用する場合には、選挙人名簿に記載された選挙人の個人情報や投票情報をオンラインシステムで送信することとなるため、投票の秘密を確保し、個人情報を保護するためのセキュリティ対策が課題となる。具体的には、投票情報を多重に暗号化する等の方法により、選挙人情報と投票情報を分離する、また、途中でデータを盗み取られても内容が分からないようにするなどの措置を講じることが必要となる。

さらに、オンラインシステムがダウンした場合やデータの改ざんへの対応方策である。選挙人情報や投票情報など、投開票に必要な情報をオンラインシステムでやりとりすることとなるため、当該オンラインシステムがサーバートラブルなどによりシステムダウンした場合の投開票の続行方策や、システムのハッキングによる投票情報の改ざんへの予防策、万一改ざんされた場合の対応策などが課題となる。

そして、事後的な投票内容の検証への対応である。

投票情報をオンラインシステムで送信する場合には、投票内容が記載された投票用紙が存在しないため、選挙争訟などへの対応で、事後的に投票内容を検証せざるを得ない場合において、電磁的な記録による投票情報をどのように保管し、また検証するかも課題となる。

インターネット等のオンラインシステムを投開票手続きに活用することについては上記のような課題があることを踏まえ、その活用に向けては、こうした課題への対応を着実に行う必要があるとともに、国民の理解を得ながら進めることも重要である。

## (イ) 当面の方向性

ICT技術の進展を受け、社会のさまざまな場面でICTが活用され、また、少子高齢化など我が国が抱える課題の解決にもICTの利活用が検討されている中、投開票手続きについても、ICTを活用し、有権者の利便性の向上を検討することは重要である。

一方、先に述べたとおりインターネット等のオンラインシステムを投開票手続きに活用することについては対応すべき課題があることから、効果が見えやすい分野及び導入による影響が限定される分野から段階的に検討を行い、投票の利便性向上を実感してもらえらるようすることも一つの方策として考えられる。

例えば、選挙人の本人確認については、マイナンバー制度を活用することが有効と考えられる。

具体的には、マイナンバーカードによる本人確認やインターネット上の公的個人認証を選挙人名簿の対照や不在者投票の投票用紙等のオンライン請求などの選挙事務に活用することができるのではないかと考えられる。また、マイナンバーカードによる選挙人名簿の対照は、投票済み情報を共有する仕組みを併せて構築すれば、期日前投票所や共通投票所等における二重投票の防止にも有効であると考えられる。

また、本人確認が適切に行えるということを前提として、段階的な検討の具体例として、遠隔地における投票が前提となり、選挙人に対する投票用紙の送付に時間を要することとなる在外公館投票や、現在ファクシミリで投票情報を送信している洋上投票などからの導入を検討してはどうかといった意見があった。このことにより、投票用紙の送付等に要する日数が不要となり、有権者の利便性は向上する。

併せて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正が前提となるが、マイナンバー制度による行政機関間の情報連携を行うことにより、船員による洋上投票等の不在者投票の手続に必要な行政機関が発行する各種証明書の添付省略等にも活用できるのではないかと考えられる。

## (ウ) 将来の可能性

ネットワーク・セキュリティなどに関するICTが今後も進展していくであろうことを踏まえれば、将来的には、先に述べたインターネット等のオンラインシステムを投開票手続きに活用することに関する課題をより解決しやすくなることも期待できる。

ICTの進展が実現した将来においては、先に述べた課題を解決することを前提として、投票情報のオンラインシステムによる送信を可能とする範囲を拡大し、有権者にと

ってより利便性の高い場所において投票できるようにすることを可能にできるのではないか。

また、これまでの投票方法では投票を行いにくかった障害者に対して、ICTを活用して投票しやすい投票方法を研究開発することも、投票環境における制約を解消、改善し、投票機会の確保につながるものである。

こうした将来におけるICTを活用した投票機会の拡大の延長線上には、いわゆる「インターネット投票」の技術的可能性も見えてくるものと考えられる。

その上で、ICTが進展し、技術的には投票の公正さを確保できるようになったとしても、国民の代表者を選ぶ選挙については、その手続きや結果について国民の信頼を得る必要があることから、インターネット投票の導入には国民の理解を得ながら検討を行う必要があるものと考えられる。